

○厚生労働省令第百号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）及び関係法令の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（認定再生医療等委員会の審査等業務）	（認定再生医療等委員会の審査等業務）
第六十四条の二 （略）	第六十四条の二 （略）
2～4 （略）	2～4 （略）
5 認定再生医療等委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務を行う場合であつて、災害その他やむを得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は再生医療等を受ける者の保護の観点から、緊急に再生医療等提供計画を提出し、又は変更する必要がある場合には、第六十三条、前条及び次条第二項の規定にかかわらず、書面（電磁的記録を含む）により審査等業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、当該認定再生医療等委員会は、後日、当該再生医療等の提供にあたつて留意すべき事項又は改善すべき事項について、次条第二項の規定に基づき、認定再生医療等委員会の結論を得なければならない。	5 認定再生医療等委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務を行う場合であつて、災害その他やむを得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は再生医療等を受ける者の保護の観点から、緊急に再生医療等提供計画を提出し、又は変更する必要がある場合には、第六十三条、前条及び次条第二項の規定にかかわらず、書面により審査等業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、当該認定再生医療等委員会は、後日、当該再生医療等の提供にあたつて留意すべき事項又は改善すべき事項について、次条第二項の規定に基づき、認定再生医療等委員会の結論を得なければならない。

(臨床研究法施行規則の一部改正)
第一条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(臨床研究法施行規則の一部改正)
第一条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

再生医療等の
安全性の確保
等に関する法
律施行規則
(平成二十六
年厚生労働省
令第百十号)

(略)

再生医療等の
安全性の確保
等に関する法
律施行規則
(平成二十六
年厚生労働省
令第百十号)

(略)

(臨床研究法施行規則の一部改正)
第一条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(臨床研究法施行規則の一部改正)
第一条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

再生医療等の
安全性の確保
等に関する法
律施行規則
(平成二十六
年厚生労働省
令第百十号)

(略)

再生医療等の
安全性の確保
等に関する法
律施行規則
(平成二十六
年厚生労働省
令第百十号)

(略)

別表第一 (第三条及び第四条関係)			別表第一 (第三条及び第四条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	
表一 別表第一 (第三条及び第四条関係)			表一 別表第一 (第三条及び第四条関係)		

別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)			別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	
表一 別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)			表一 别表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)		

別表第一 (第三条及び第四条関係)			別表第一 (第三条及び第四条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	
表一 別表第一 (第三条及び第四条関係)			表一 别表第一 (第三条及び第四条関係)		

別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)			別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	
表一 别表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)			表一 别表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)		

別表第一 (第三条及び第四条関係)			別表第一 (第三条及び第四条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	
表一 别表第一 (第三条及び第四条関係)			表一 别表第一 (第三条及び第四条関係)		

別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)			別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	
表一 别表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)			表一 别表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)		

この省令は、公布の日から施行する。
附 則

介護医療院の 人員、施設及 び設備並びに 運営に関する 基準	臨床研究法施 行規則	別表第四 (第十条及び第十二条関係)					
		再生医療等の 安全性の確保 等に関する法 律施行規則	再生医療等製 品の品質管理 の基準に関する 省令	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	定による文書による 説明及び同意	第四十七条第一項の規 定による文書による 説明	第十三条第二項(第十 四条第一項において準 用する場合を含む。)の 規定による文書による 同意	四条第二項において準 用する場合を含む。)の 規定による文書による 同意	第七条第五号及び第六 号の規定による文書に よる説明及び同意	(略)

介護医療院の 人員、施設及 び設備並びに 運営に関する 基準	(新設)	別表第四 (第十条及び第十二条関係)					
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)					(略)	(略)